

福岡市個人情報保護審議会 様

実施機関名 消防局長 谷山 昭  
( 消防局 警防部 情報管理課 )

個人情報の公益上の取扱いについて (諮問)

個人情報の公益上の取扱いについて、次のとおり諮問します。

根 拠 規 定	福岡市個人情報保護条例【第 12 条 第 項 第 号】	
取 扱 っ 個 人 情 報 の 記 録 の 名 称	① 指令書 ②活動報告書 ③支援情報 ④災害時要援護者情報 ⑤市民のメールアドレス	
収 集 先 , 提 供 先 , 結 合 の 相 手 方	春日・大野城・那珂川消防組合, 粕屋南部消防組合, 宗像地区事務組合, 粕屋北部消防組合, 筑紫野太宰府消防組合, 糸島市	
取 扱 い の 概 要	<p>平成29年度より, 福岡都市圏の7消防本部(当初は, 筑紫野太宰府消防本部及び糸島市消防本部を除く5消防本部)にかかると, 119番等の通報受付から災害場所の特定, 出動隊の編成, 出動指令, 出動車両の管理, 情報収集, 現場活動の支援, 市民への情報提供といった指令業務を, 福岡市の災害救急指令センター(以下, 「共同指令センター」という。)で行うもの(地方自治法第252条の14第1項による事務の委託)。</p> <p>指令業務の共同運用は, 消防業務のうち指令業務の部分のみを共同運用するものであり, 現場へ出動する車両については, 従来通り, 各地域を管轄する消防本部の消防署所から出動する。</p> <p>この指令業務において, 通報者や傷病者等の個人情報の収集, 提供及び支援情報(家族構成, 建物の管理者情報等)の提供等を行う。</p> <p>このような災害発生時の対応のほか, あらかじめ, 共同指令センターにおいて都市圏内の各市町から災害時要援護者情報を収集しておき, 災害時に適切な対応が取れるようにする。</p> <p>また, 市民への情報提供のため, 市民のメールアドレスを収集し利用する。</p>	
取 扱 っ 個 人 情 報 の 記 録 項 目	1 氏名 2 性別 3 生年月日・年齢 4 住所・居所 5 電話・ファクス番号	6 健康・病歴 7 障がい 8 家庭状況 9 緊急連絡先 10 メールアドレス
取 扱 期 間	平成29年度～(筑紫野太宰府消防組合については平成35年度頃から, 糸島市については平成41年度頃からを予定)	
そ の 他 審 議 の 参 考 と な る べ き 事 項 〔過去の経緯, 関係課の意見等〕	共同運用は, 国においても推進しており, 福岡都市圏においても, 平成24年6月に都市圏の6消防本部から提案があり, 7消防長で組織する検討組織を立ち上げ, 検討を行った結果, 住民サービスや財政面において効果があり, 実施することが適当と判断した。	



# 消防通信指令業務の共同運用にかかる電子計算組織の結合について

## 1 指令業務の共同運用の概要

平成 29 年度より，福岡都市圏の 7 消防本部（当初は，筑紫野太宰府消防本部及び糸島市消防本部を除く 5 消防本部）にかかる，119 番等の通報受付から災害場所の特定，出動隊の編成，出動指令，出動車両の管理，情報収集，現場活動の支援，市民への情報提供といった指令業務を，福岡市の災害救急指令センター（以下，「共同指令センター」という。）で行うもの（地方自治法第 252 条の 14 第 1 項による事務の委託）。

指令業務の共同運用は，消防業務のうち指令業務の部分のみを共同運用するものであり，現場へ出動する車両については，従来通り，各地域を管轄する消防本部の消防署所から出動する。

この指令業務において，通報者や傷病者等の個人情報の収集，提供及び支援情報（家族構成，建物の管理者情報等）の提供等を行う。

このような災害発生時の対応のほか，あらかじめ，共同指令センターにおいて都市圏内の各市町から災害時要援護者情報を収集しておき，災害時に適切な対応が取れるようにする。

また，市民への情報提供のため，市民のメールアドレスを収集し利用する。



図 1 指令業務の共同運用の概要

## 2 指令業務の共同運用における個人情報の利用について

以下に、指令業務の共同運用における、典型的な個人情報の利用の場面を示す。

### (1) 災害対応時

- ① 119番通報があった際、共同指令センターでは、119番通報者自身や傷病者等の関係者に関する個人情報を収集する。
- ② 収集した個人情報を、指令書への記載やシステム上のメッセージにより、現場付近を管轄する消防本部の消防署、出張所、車両へ送付する。
- ③ 車両が現場へ出動する。

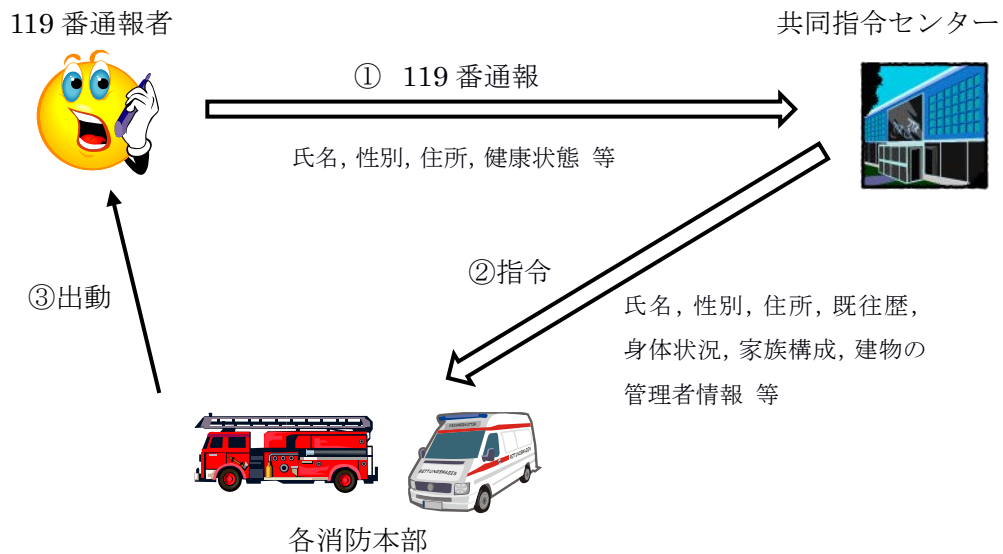


図2 災害対応時における個人情報の利用

### (2) 事案終了後の報告書作成、支援情報の編集等

事案終了後の報告書の作成を行う際に等に、各消防本部の端末から、共同指令センターに設置されているサーバへアクセスし、情報の検索、出力等を行う。

また、各消防本部において支援情報の編集等を行う場合も、同様の流れとなる。

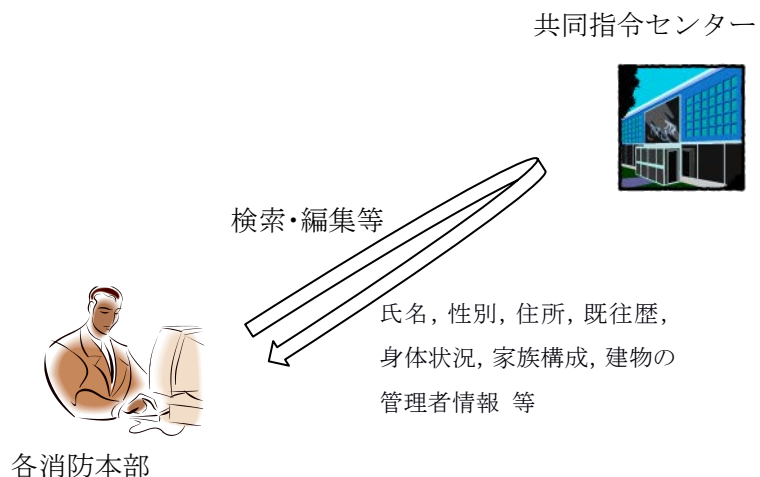


図3 事案終了後における個人情報の利用

### (3) 災害時要援護者情報の収集

65歳以上の高齢者及び身体障がい者手帳1，2級を持っている障がい者のうち、自力避難困難者及び緊急通報システム設置世帯を把握するために、協力を得られる都市圏内各市町から、これらの者に関する個人情報の収集を行う。

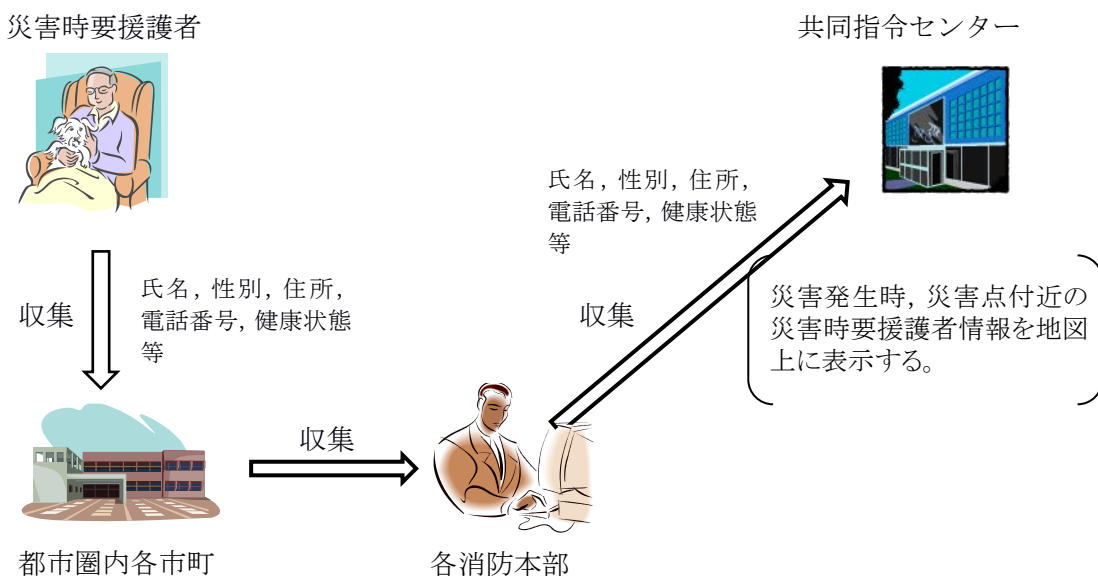


図4 災害時要援護者情報に関する個人情報の利用

### (4) 市民への情報提供

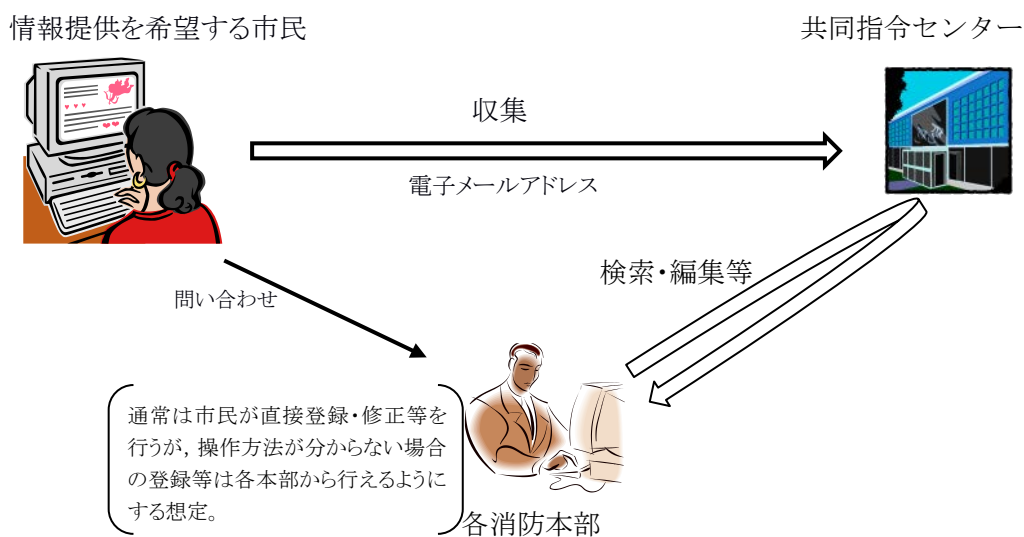


図5 市民への情報提供における個人情報の利用

## 3 公益上の必要性について

共同運用は、国においても推進しており（別紙「消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用の推進について」（平成17年7月15日付け消防消第141号）参照），福岡都市圏においても、平成24年6月に都市圏の6消防本部から提案があり、7消防長で組織する検討組織を立ち上げ、検討を行った結果、以下のとおり、住民サービスや財政面において効果があり、実施することが適当と判断した。

- ① 大規模災害時における都市圏内の早期の情報把握や迅速かつ効率的な部隊運用が可能となる。
- ② 119 番通報集中時の受信・処理能力が向上する。
- ③ 指令センター配置人員の効率化による現場配置人員の増強等につながる。
- ④ システムの構築を一本化することによる施設整備費及び維持管理費の効率化を図ることができる。

#### 4 個人の権利利益の保護について

##### (1) 予防的対策

###### ① 物理的措置

ア 各種サーバを設置する電算室及び共同指令センターの入り口には電子錠を設置し、権限を持たない者が機器を操作できないようにする。

イ 機器を廃棄する際には、記憶媒体を物理的に破砕する。

###### ② 人的措置

定期的に、個人情報取り扱いに関する研修を実施する（他消防本部に対して実施を依頼する。）。

###### ③ 技術的措置

ア インターネットとの接続はファイアウォールを介した接続のみとするとともに、内部からインターネット側への情報発信のみを行うこととすることで、インターネットからの不正侵入を防ぐ。

イ ネットワークに適切なアクセス制御を施し、権限の無い者が個人情報にアクセスできないようにする。

ウ 各利用者を識別し個人情報へのアクセス権限を限定することで、権限を持たない者の不正利用を防ぐ。

エ 各サーバ及びパソコン等の端末には、ウイルス対策ソフトウェアを常駐させる。

オ 利用者名や操作内容、照会した情報等を記録することで、不正利用を抑止する。

###### ④ 運用上の措置

ア 事務の委託を開始する際に定める規約において、個人情報の適切な取り扱いについて規定することで、個人情報の適切な取り扱いを担保する。

イ 各消防本部の個人情報保護条例においては罰則が規定されていることから、個人情報の不適正な利用に対する抑止となっている。

##### (2) 事後的対策

###### ① 法的措置

各消防本部の個人情報保護条例に定める罰則に則り、処分を行う。

###### ② 技術的措置

記録していた利用者名や操作内容から不正な取り扱いを行った者を調査する。

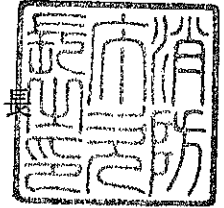
消防消第141号

平成17年7月15日



各都道府県知事 }  
各指定都市市長 } 殿

消防庁次長



## 消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用の推進について

消防救急業務に係る無線施設及び消防指令施設については、従来、各消防本部が単独で整備し、運用することが原則とされてきました。しかし昨今、より高度で複雑な災害対応や救急サービス等が求められているとともに、大規模災害等においては近隣市町村に対し、迅速かつ集中的な広域応援を要請しなければならない等、既存の市町村消防本部では、十分に対応ができない状況が見受けられます。

消防救急無線は、電波法関係審査基準において平成28年5月までにデジタル方式に移行しなければならないことから、消防庁は平成16年度に「消防救急無線の広域化・共同化の推進検討懇談会」を開催して、モデル県を設定し広域共同整備の計画案を作成の上、複数の消防本部が共同するための整備方式、メリット及び課題等について検討を行い、あわせて消防指令業務についても、統合・共同化した運用について検討を行ったところです。

検討の結果、消防救急無線を広域化・共同化した場合、広い無線エリアに対応した強い電波による広域での安定した通信が実現し、消防救急無線施設の整備費用も単独で設置した場合に比べ、2分の1から3分の1程度になる等、大幅な節減効果が見られました。また、消防指令業務においては、別紙1に示すように指令業務及び管制業務を共同で運用することで、消防指令施設（以下「指令センター」という。）を単独で設置した場合に比べ、消防力の効率的運用や費用面に節減効果があること等、住民サービスの向上や行財政上の効果について、多くの有効性が認められるところです。

このことから、今後は複数の消防本部が消防救急無線を広域化・共同化し、また、指令業務も共同化することを検討すべきと考えております。

各都道府県におかれましては、消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用について、各市町村及び消防本部と十分協議の上、平成18年度までに両業務に係る整備計画を策定されるようお願い申し上げます。

当該懇談会報告書について、あわせて送付しますので、計画策定の際の資料として活用してください。

なお、各整備計画の策定にあたっては、下記事項に配慮してください。

## 記

### 1 整備計画策定の基本的考え方

- (1) 消防救急無線の広域化・共同化については、地理的又は地形的な事情等が存する場合を除き、都道府県域（以下「県域」という。）を1のブロックとすることを原則として検討すること。
- (2) 指令センターについては、原則として県域ごとに設置することが望ましいが、地理的な事情等により、これが困難な場合にあっては、できるだけ広域の共同運用を検討すること。
- (3) 共同運用のための組織整備については、別紙2を参考に都道府県ごとに共同処理する事務内容、組織の規模等を踏まえ、十分に検討すること。

なお、指令センターの業務については、事務委託方式を原則とすることが望ましいが、諸般の事情により、事務委託方式をとることができない場合にあっては、協議会方式に比較し共同設置方式の方がより望ましい。この共同設置による指令センターにおいては、職員の共同設置による運用が適切と考えている。

### 2 消防本部の広域再編との関係

消防本部の広域再編については、「市町村合併に伴う消防本部の広域再編の推進について」（平成15年10月30日付け消防消第180号消防庁長官通知）のとおりとするが、今後、消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用を含めた広域再編の推進方法について、あらためて方針を示す予定である。



## 指令センターの共同運用から得られる効果

### 1 住民サービスの向上における効果

#### (1) 平常時における消防・救急活動

ア IP 電話等に見られる情報通信技術の変革に伴った緊急通報体系の多様化や住民ニーズの変化などに幅広く対応できること。

イ 既存の本部単位の運用から、より広域的運用が行われることにより、救急の集中時や連続火災などへ柔軟な対応ができること。また、市町村境界区域や地理的に隔離された地域には、近隣都市の消防隊を同時に出動させることで、迅速な対応が可能となること。さらに、特殊車両、装備資機材、施設等を共用することで、効率的な運用が可能となること。

ウ 特定の地域に 119 番通報が集中した場合の受信能力・処理能力が向上し、的確に対応できること。

#### (2) 大規模災害等の活動

ア 消防部隊の組織的な活動が期待でき、大規模災害や特殊災害などに対し、精強な消防力で対応できること。

イ 共同運用を実施した各消防本部は、他都市の災害情報や推移等を覚知から把握できるようになり、規模の拡大や不測の事態等に迅速に対応できるようになること。

ウ 第3次出動・第4次出動等に至る大規模災害においても、応援部隊を迅速に投入できること。

#### (3) 緊急消防援助隊等の活動

ア 緊急消防援助隊の受援体制が強化され、派遣先地域における迅速かつ適切な部隊配置等を図ることができること。

イ 緊急消防援助隊と県内応援隊の連携、部隊運用の標準化を進めていくことによって、活動がさらに円滑化すること。

### 2 行財政上の効果

#### (1) 財政上の効果

ア システムの構築を一本化することで、施設整備費や維持管理費などに要する経費の節減につながる。特に、消防救急無線のデジタル化は多額の経費を要するものであり、単独の消防本部では対応が難しいこと。

イ 指令業務の職員の勤務形態を工夫することで、通信員の効率的配置ができること。

(2) 行政効率上の効果

ア 通信員が増強されることにより、指令業務と併行した消防団や関係市町村等との連絡体制が確立されること。

イ 様式等を統一すれば、統計資料としての広域の災害データを速報的に活用できるようになること。

ウ 指令センター勤務を通じて、各消防本部と指令センター間の交流が図れることとなり、人材の確保、職員の能力向上、職務意欲の向上などが期待できること。

## 別紙 2

### 共同運用する施設の整備及び職員の配置方法等について

#### 1 共同運用する指令センターの整備方式及び整備主体について

共同の整備に当たっては整備主体及び維持管理を行う体制を決定する必要がある。維持管理については、整備主体が整備後も行うことが想定される。整備方式及び整備主体としては、以下の3つの方法が考えられる。

##### (1) 事務委託方式

ア 関係する地方公共団体（以下「団体」という。）の議会の議決を経た協議により規約を定め、関係団体の事務の一部を他の団体に委託する方式（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第252条の14）。

イ 具体的には、ブロック内の一つの消防本部にその他の消防本部が施設の整備及び維持管理に係る業務を委託することが考えられる。この場合、整備の主体は、委託を受ける消防本部となる。

ウ 山上基地局を有する県防災行政無線基地局の施設内に消防救急無線を設置する場合においては、ブロック内の全消防本部が、県に対し、設備の設置や維持管理を委託することも考えられる。

##### (2) 共同設置方式

ア 関係団体において、指令センターを共同で設置・共有して、使用その他必要な事項を関係団体の合意により定める方式（自治法第238条）。

イ 施設の整備や維持管理については、指令センターが存する団体が主体となることが考えられる。この場合、その他の団体は区域外へ施設を設置することとなる。

##### (3) 協議会方式

ア 関係団体の事務の一部を共同して管理執行するため、議会の議決を経た協議により規約を定めて設置する方式（自治法第252条の2）。

イ 整備の主体としては、ブロック内の代表消防本部が担うこと等が考えられる。

## 2 共同運用する指令センターの職員の配置方法について

指令センターを複数の消防本部により共同で整備し、通信員を配置・共同運用するに当たっては以下の3つの方法が考えられる。

### (1) 事務委託方式

ア 1(1)アにより委託を受けた団体の職員が対応する。

イ 委託を受けた後は、その事務についての法令上の管理執行の効果は委託団体に帰属するが、責任は受託団体に帰属する。反面、委託をした団体は、委託の範囲内において、委託した事務を管理執行する権限を失う。

### (2) 職員の共同設置方式

ア 関係団体の議会の議決を経た協議により規約を定めて設置する（自治法第252条の7）。

イ 共同設置する職員が管理執行したことの効果は、それぞれの団体に帰属する。

ウ 共同設置される職員の身分取扱いについては、便宜上、1つの団体の職員とみなされることとなるが、各団体共通の職員として、すべての団体の事務を処理することとなる。

### (3) 協議会方式（管理執行協議会）

ア 1(3)アにより設置した協議会に派遣された職員が対応する。

イ 管理執行協議会が関係団体の執行機関の名においてした事務の管理執行は、それぞれ関係団体の執行機関がしたものとしての効力を有する（自治法第252条の5）。

ウ 協議会は法人格をもたず、関係団体から派遣された職員がそれぞれの派遣元の団体の身分を有したまま、その事務を処理する。

指揮命令系統を一元化させるため、指令管制業務を行う職員に、各団体の職員の身分を併有させる必要がある。

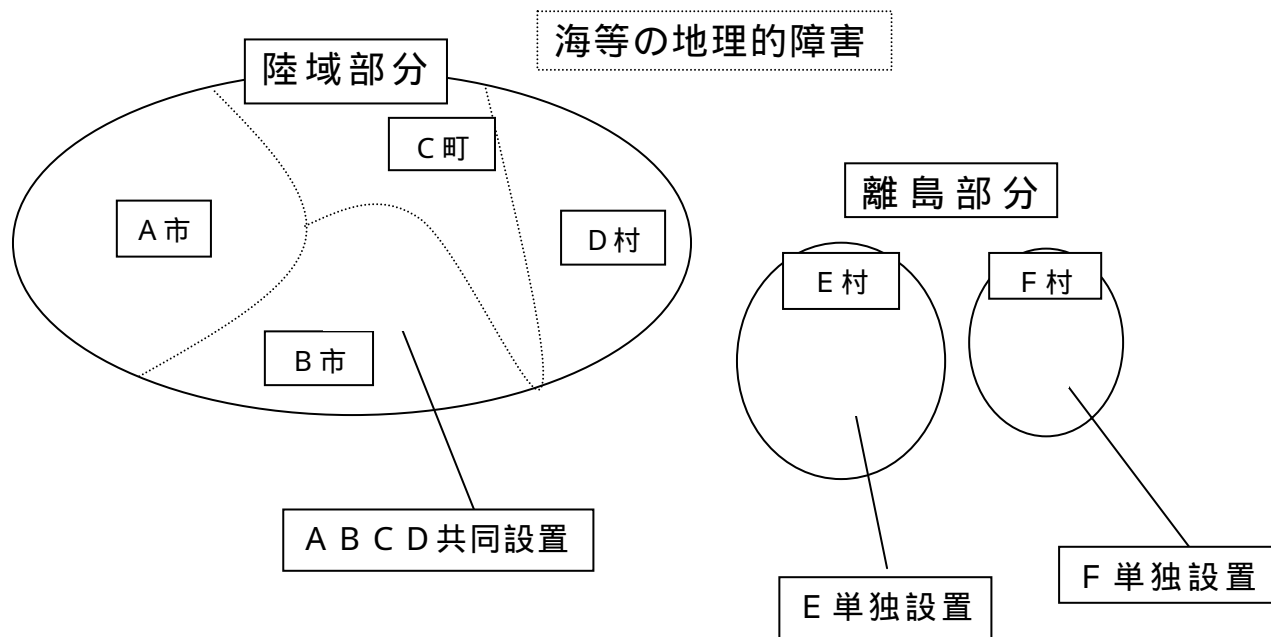
(4) メリット等

方 式	メ リ ッ ト	課 題 等
1 事務委託方式 (自治法第252条の14)	・事務委託を受けて指令管制業務を行うことから、指令管制上の責任の所在は明確である。	・指令管制業務を別の団体が行うこととなり、指揮・判断の部分のみを他の団体に委ねることになる。
2 職員の共同設置方式 (自治法第252条の7)	・共同設置される職員は、すべての団体の職員として事務を処理することから、指揮命令系統の一元化は確保される。	・共同設置される職員は、複数の消防長の指揮下におかれる職員であることから、それにより役割・責任の所在等が不明確にならないよう、留意する必要がある。
3 協議会方式 (管理執行協議会) (自治法第252条の2)	・協議会が具体的に管理執行した事項は、最終的には普通地方公共団体又はその機関が管理し執行したものととして効力を有する(管理執行協議会)。	・協議会自体は固有の職員を有せず、関係する団体から派遣された職員がその事務を処理することになる。 ・運用上の対応として、指令管制業務を行う職員に、共同運用を行うそれぞれの団体の職員の身分を併有させることと、職務専念義務免除の手续をとることが困難である。

(参考)

都道府県内に指令センターが複数設置される場合の例

(例1) 海等の地理的障害が存するため地理的な一体性がなく、陸路による消防隊等の応援ができない場合。



(例2) 山脈等の地理的障壁が存し、消防自動車等の通行が不可能であるため、隣接していても相互に消防隊等の応援ができない場合。

